

定額減税補足給付金 (不足額給付) のご案内

不足額給付とは？

「調整給付※¹」の支給額に不足が生じる場合に追加で給付を行うものです。
次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

※ 1 定額減税において、減税しきれないと見込まれる方へ予めその差額を支給したもの（令和6年度に実施済）

○不足額給付Ⅰの要件

「令和6年分所得税額」が確定したのちに、「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額（調整給付）」との間で差額（不足）が生じた方



【イメージ】

【当初調整給付時点】

【不足額給付時点】



○不足額給付Ⅱの要件

次の全ての要件を満たす方

- ・ 令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税所得割とともに非課税（定額減税前税額が0円）
→ 本人として定額減税対象外である方
- ・ 「扶養親族」の対象外（税制度上）
→ 青色事業専従者・事業専従者（白色）の方や、合計所得金額48万円超の方
- ・ 低所得世帯向け給付の対象になっていない方

対象者となり得る方には「申請書」を、お送りしています。
申請方法は裏面をご覧ください。

〇申請について

定額減税補足給付金（不足額給付）を受給するために、申請が必要です。

支給額：原則4万円※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

申請締切日：**令和7年10月31日（金）必着**

申請方法：申請書に必要事項をご記入いただき、下記添付書類とともに佐久市役所税務課あてに返信用封筒又は既製の封筒で郵送してください。（申請先：〒385-8501 長野県佐久市中込3056 佐久市役所税務課 市民税係）

〇添付書類について

☐ 本人確認書類（支給対象者と代理人）のコピー（いずれか1点）

封筒に、運転免許証（両面）、マイナンバーカード（片面（顔写真の面のみ）、マイナンバー通知カードは不可）、健康保険証、在留カード（両面）等のコピーを同封してください。

☐ 振込口座が確認できる書類のコピー

金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳のコピー（通帳の表紙をめくったページ等）またはキャッシュカードのコピーを同封してください。

☐ 下記書類のうち必要な書類すべて

下記を参照の上、ご自身が該当する書類を同封してください。

A 青色専従者・事業専従者（白色）

B 合計所得金額48万円超の方

転入 令和6年1月2日以降に佐久市に転入された方

①令和6年度所得税の確定申告書 又は 源泉徴収票のコピー

A

B

転入

②事業主の令和6年度の所得税確定申告書 又は 青色事業専従者に関する届出書のコピー

A

転入（Aのみ）

③令和6年度個人住民税の納税通知書 又は 課税証明書のコピー

転入

④世帯全員の令和5年度 及び 令和6年度個人住民税の課税証明書のコピー

転入

お問い合わせ先

お問合せはコールセンターへ

☎コールセンター

佐久市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

電話番号：0120-290-220

受付時間：8時30分から20時00分（土・日・祝日を含む）

※電話が混み合う場合がございます。

 **ホームページ**

不足額給付について

https://www.city.saku.nagano.jp/kurashi/zeikin_hokenryo/zeikin/shizei/shikemminzei/teigakugennzei_husoku.html



快適健康都市
佐久市

佐久市 定額減税補足給付金



佐久市役所 税務課 市民税係